政令第二百四十八号

臨床工学技士法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十六条第一項、義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十六条第一項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第七項、柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十三条の二第一項及び言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（臨床工学技士法施行令の一部改正）

第一条　臨床工学技士法施行令（昭和六十三年政令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三万九百円」を「三万八百円」に改める。

（義肢装具士法施行令の一部改正）

第二条　義肢装具士法施行令（昭和六十三年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「六万五千九百円」を「五万九千八百円」に改める。

（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「二万五千百円」を「二万千六百円」に改める。

（柔道整復師法施行令の一部改正）

第四条　柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「二万三千三百円」を「二万六千五百円」に改める。

（言語聴覚士法施行令の一部改正）

第五条　言語聴覚士法施行令（平成十年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「三万五千七百円」を「三万四千円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
厚生労働大臣　細川　律夫

政令第二百四十九号

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十三年九月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　菅　**直人**
防衛大臣　北澤　俊美
外務大臣　松本　剛明

政令第二百五十号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年法律第七十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

内閣総理大臣　菅　**直人**
国土交通大臣　鹿野　道彦
農林水産大臣　大畠　章宏
環境大臣　江田　五月

政令第二百五十一号

ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

御名御璽

平成二十三年八月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第二百五十二号

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令

御名御璽

平成二十三年八月三日

内閣総理大臣　菅　**直人**

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１０２４７号

埼玉県三口市赤井２丁目13番11号
債務者　ＮＧＳ株式会社
代表者代表取締役　清水　孝郎
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上杉　昌隆
4　破産債権の届出期間　平成23年８月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６８８号

東京都江東区南砂７丁目７番８号
債務者　有限会社メイク
代表者代表取締役　近藤　浩章
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江森史麻子
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７０５号

東京都豊島区西池袋１丁目４番10号
債務者　Ｆオペレーション株式会社
代表者代表取締役　高橋　雅美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　良太
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月14日午後２時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７９９号

東京都豊島区巣鴨４丁目26番16号
債務者　株式会社ラインアップ
代表者代表取締役　新田　厚三
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８１４号

東京都港区西新橋２丁目８番１号
債務者　有限会社アール・アイ・ティ
代表者代表取締役　飯島　　正
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　哲史
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８２３号

東京都世田谷区松原２丁目38番９―508号
債務者　有限会社オフィスロッキーコム
代表者代表取締役　岩本　康宏
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影島　広泰
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８３８号

東京都練馬区貫井５丁目６番15号
債務者　有限会社みのや
代表者清算人　宮澤　栄一
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　一哉
4　破産債権の届出期間　平成23年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月20日午前10時30分

東京地方裁判所民事第20部